

## 臨床研修制度について

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



毎年、診療放射線技師養成機関を卒業する学生はおよそ2,000人である。合格率により診療放射線技師の国家資格取得者数は異なるが、第65回国試では1,500人近い新人診療放射線技師（以下、新人）が誕生したことになる。国家試験に合格した新人は、厚生労働省の診療放射線技師簿に登録され免許証が発行されるまでは、人体に放射線を照射することができない。何よりも診療放射線業務を最初から覚えなくてはならないため、中規模から大規模病院で働く新人は診療放射線技師指導者（以下、上級技師）と一緒に1年間かけて放射線業務に取り組むこととなる。新人が覚える業務は放射線業務だけでなく、病院職員および医療人として身に付けておくべき基本事項の習得がある。特に患者接遇業務・医療安全業務・チーム医療業務は必須である。新人が病院職員および診療放射線技師として、所属する放射線部署の基本的な診療放射線業務を実践するには、医療安全の上でも臨床研修が必須である。

医療専門職の臨床研修制度を見てみると、医師には2年以上の臨床研修が必修化されており、研修期間中に医師としての人格を養成すること、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を習得する事が義務付けられている。歯科医師にも1年以上の臨床研修が必修化されており、研修期間中に歯科医師としての人格を養成し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学および歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付ける事が義務付けられている。薬剤師には、六年制の大学教育の中で5カ月間（2.5カ月病院・2.5カ月薬局）の臨床研修が義務付けられている。看護師においては、看護基礎教育と臨床現場との乖離<sup>かいり</sup>を埋めるため、平成22年4月1日から新たに従事する看護職員の臨床研修が努力義務となっている。それ以外の医療専門職においては、臨床研修が義務付けられていないのが実情である。

診療放射線技師職の臨床研修の必要性を検討してみると、大きく三項目を挙げることができる。第一に、患者さんに検査・治療のために放射線を照射するという行為は、医師法第17条「医師でなければ、医業をなしてはならない」という絶対的医行為に相当する。だからこそ新人技師は、上級技師の下で十分な臨床研修を行う必要がある。第二に、養成機関で得た知識・技術と、臨床現場で求められる知識・技術に乖離があるため、上級技師の下で標準的な実践能力を学習する必要がある。第三に、患者さんをパートナーとするチーム医療を推進するに当たり、医師・看護師・医療専門職との情報の共有化の在り方などを実践的に覚えるため、上級技師の指導の下での臨床研修が必要である。

教育とは本来、個人の人間形成を主軸とする営みである。しかしながら、医療教育は患者をパートナーとする多職種連携の教育が重要であるため、組織的に組み立てられた臨床研修プログラムが必要である。臨床研修プログラムの基本として、生命に対する畏敬の念を含めた医療人としての人格を養成するプログラムが重要である。さらに各専門職における標準的な臨床実践能力の養成プログラム、チーム医療養成プログラムが必須である。

新人が勤務する病院や所属する部署の臨床研修内容によって、新人の成長度合いは異なる。臨床研修内容の整っている部署にいる新人は、全てが成長するかというところではない。臨床研修内容がその施設規模に適切している事と、教育者の指導力が大変重要である。

本会では毎年、医療研修推進財団と連携しながら診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会を開催し、指導者を育成している。さらに上級を目指す指導者には本会独自の実習施設指導者グレードアップ講習会に参加していただき、受講後、臨床実習指導教員認定試験を行い、優秀な臨床実習指導教員を育成している。今後は本会独自の臨床実習指導教員育成プログラムを推進するとともに、何よりも医療安全確保の視点から、臨床研修制度の義務化に向けて厚生労働省に働き掛けていく所存である。